

5

国民の権利及び義務 (『日本国憲法改正草案』第3章)

Q14

「日本国憲法改正草案」では、国民の権利義務について、どのような方針で規定したのですか？

答

国民の権利義務については、現行憲法が制定されてからの時代の変化に的確に対応するため、国民の権利の保障を充実していくということを考えました。そのため、新しい人権に関する規定を幾つか設けました。

また、権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたものです。したがって、人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました。例えば、憲法 11 条の「基本的人権は、……現在及び将来の国民に与えられる」という規定は、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利である」と改めました。

